

社会福祉法人みんなでいきる 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 みんなでいきる(以下「当法人」という)の役員(理事及び監事)及び評議員(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(常勤役員等の報酬)

第2条 理事長以外の常勤役員等については、年度予算策定時において決定し、理事会にて定める。

2 理事長については、業務に応じた役員報酬を支給することとし、その報酬については、別表1に定める額とする。

(非常勤役員等の報酬)

第3条 非常勤役員等については、別表2に定める報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第4条 理事長に対する報酬等の支給については、毎月末日とする。

2 非常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、7月、12月、5月に開催する理事会及び評議員会において現金にて支払う。

(改廃)

第5条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則 この規程は平成 29 年 6 月 1 日より施行する。

別表1 (理事長の報酬)

理事長	月額 300,000円
【理事長が統括する業務】	
経営会議(月/1回)	
予算執行管理	
人員・組織体制のマネジメント	
年度計画の策定及び進捗状況の確認	
施設内点検	
全般の指導	

別表2 (非常勤役員等の報酬)

1. 理事	年額	70,000円
2. 評議員	年額	40,000円
3. 監事	年額	40,000円